

第 65 号

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成23年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「規定する職員」の次に「（以下「職員」という。）」を加え、「新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者が滞在する施設のうち知事が定めるもの又はこれに準ずる区域として知事が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって知事が定めるもの」を「次に掲げる作業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）である感染症をいう。以下同じ。）の患者が滞在する施設のうち知事が定めるもの又はこれに準ずる区域として知事が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって知事が定めるもの
- (2) 新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業（前号に掲げるものを除く。）のうち新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって知事が定めるもの

第7条第3項中「3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他知事がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）」を「次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第1項第1号の作業 3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくは

その疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業
その他知事がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)
(2) 第1項第2号の作業 1,000円(新型コロナウイルス感染症の患者又はその
疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあっては、
1,500円)

第7条に次の1項を加える。

- 4 職員、警察職員、県立学校職員及び市町村立学校職員が同一の日に第1項各号の作業
に従事した場合は、同項第2号の作業に係る手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第7条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(提案理由)

国家公務員における取扱いを踏まえ、感染症防疫作業手当の特例に、対象となる作業を追加する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。